

10. おんせん県魅力アップサポート資金

(1) 融資条件等

融資対象者	<p>県内で保証対象事業を行っている中小企業者又は組合のうち、以下の事業を営んでいるもの。</p> <p>①宿泊業（下宿業を除く） ②飲食店 ③小売業（無店舗小売業を除く） ④温泉施設 ⑤バス業 ⑥タクシー業 ⑦レンタカー業（自動車リース業を除く） ⑧上記以外の業種で、交流人口の増加への対応、観光振興のために必要であると知事が特に認めた取り組み※を行う者</p> <p>※知事の認定書（P.45）が必要となります。申請等については県経営創造・金融課までお問い合わせください。</p>
資金使途	<p>設備資金（運設含む）、運転資金 （上記①～⑦の者が必要とする設備資金・運転資金は、資金使途に限定なし。）</p>
融資限度額	<p>企業・組合 設備資金・運転資金 2億8,000万円</p>
融資期間	<p>設備資金 15年以内（うち据置2年以内） 運転資金 10年以内（うち据置1年以内）</p>
融資利率	<p>特別利率B（7年まで 年1.80% 10年まで 年2.00% 15年まで 年2.40%）</p>
保証料率	<p>保証料率 年0.15%</p>
返済方法	<p>原則として毎月均等返済</p>
担保等	<p>保証人については、必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。「経営者保証に関するガイドライン」に該当する場合、または保証料上乘せを行う場合に経営者を保証人としなくて済むことができる。担保については、必要に応じて徴求する。</p>
申込み窓口	<p>指定金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会（組合事業のみ）</p>
指定金融機関	<p>大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、日田信用金庫、大分県信用組合、商工中金、北九州銀行</p>

(2) 融資の流れ

